



平成24年度 社協サービスご利用のしおり

王滝村社会福祉協議会

◆ みんなでつくる地域福祉サービス

サービス名	内容	利用できる方	利用料
どんぐり広場 月1回	・各種企画と交流会（ふれあい体操、遠足、クリスマス会、お年寄りとの交流会 など） ・子育てに関する情報交換	保育園入園前の子どもと保護者の方	会費 半年 1,000円
ミニ児童館 【開放日】土日・祝祭日・年末年始を除く毎日 8:30～17:30	・遊具と遊び場の開放 ・ビデオ、絵本等の視聴及び貸し出し	小学校低学年までの子どもと保護者の方	無料
高齢者エアロビクス ふれあい元気づくり教室 月1回	・笑って楽しく健康づくり ・体操教室 ・運動訓練指導 ・音楽療法教室 ・おしゃべり交流会 ・仲間づくり	65歳以上の方	会費 半年 1,000円 送迎料 無料 ※その他実費負担の場合あり
お楽しみ弁当 月1回	・季節の食材、郷土食等を探り入れたお弁当の配食（ボランティアのみなさんによる調理及び配食）	①65歳以上のひとり暮らし、および高齢者のみの世帯の方 ②80歳以上の方 ③障がいをもたれた方 ④要介護・要支援認定された方	利用料 1食 300円
ごたくらび 月1回	・男性高齢者の趣味や特技、経験を生かした活動 ・体操 ・各種趣味活動 ・男性料理教室 ・子どもたちとの交流会 ・社会参加活動 など	65歳以上の男性	参加費 1回 300円 食事代(外出時) 1回 1,000円 送迎料 無料

◆ 介護保険（障害者自立支援）サービス

サービス名	内容	利用できる方	利用料
デイサービス (通所介護) 【営業日】月曜日～金曜日 (年末年始を除く) 【営業時間】9:00～16:15	・施設への日帰り通所サービス (レクリエーション、機能訓練、入浴、食事など) * 介護サービス * 予防サービス	要介護認定された方 要支援認定された方	(サービス費用の1割分を負担) 利用料 1日 837円～1,434円 ※入浴 1回 50円 利用料 月2,290円～4,485円
ホームヘルプサービス (訪問介護) 【営業日】月曜日～土曜日 (年末年始を除く) 【営業時間】8:30～18:00	・身体介護 (食事、入浴、排泄などの介助) ・生活援助 (掃除、洗濯、調理、買い物など) * 介護サービス * 予防サービス	要介護認定された方 要支援認定された方	(サービス費用の1割分を負担) 身体介護 30分未満 365円～ 生活援助 45分未満 273円 45分以上 337円 利用料 月1,459円～4,629円 ※週1～3回程度 ※ 介護度ごとの利用限度額を越えた場合は、全額自己負担 ※ 所得により減免の場合あり
障がい者 ホームヘルプサービス	・身体介護 ・家事援助 ・通院等介助 ・移動支援	障がいをもたれた方で 障害程度区分の認定を受けられた方 ※ 介護保険認定者は介護保険サービス優先	(サービス費用の1割分を負担) 身体介護 30分未満 292円～ 家事援助 30分未満 121円～ ※ 所得に応じた負担限度額や、その他の軽減措置あり
居宅介護支援サービス 【営業日】月曜日～金曜日 (祝祭日、年末年始を除く) 【営業時間】8:30～17:30	・介護、予防サービスの提案、ケアプランの作成 ・介護に関する相談 ・サービス機関との調整 * 介護サービス * 予防サービス	要介護認定された方とご家族 要支援認定された方とご家族	無料

◆ 介護予防・生活支援サービス

サービス名	内容	利用できる方	利用料
いきいきサロン 月1回 ※B	・手芸、工作、調理実習等の趣味活動 ・室内、屋外でのレクリエーション、体操 ・子どもたちとの交流会 ・社会参加活動 など * 栄養改善 * 心身機能の維持向上	①65歳以上のひとり暮らし、および高齢者のみの世帯の方 ②80歳以上の方 ③障がいをもたれた方 生活機能の維持向上が必要な方	利用料 1回 400円 食材費 1回 350円 ※ 外食時 1回 1,000円 送迎料 無料
配食サービス 昼食 週5回(月曜日～金曜日) 夕食 週5回(月曜日～金曜日) ※B	・昼食、及び夕食の配食 ・食生活への支援、栄養改善	①65歳以上のひとり暮らし、および高齢者のみの世帯の方 ②障がいをもたれた方 ③要介護・要支援認定された方 ④栄養改善が必要な方	利用料 おかずのみ 1食 300円 ご飯セット 1食 350円
生活支援ホームヘルプサービス ※B	・日常生活の援助 ・栄養改善 * 心身機能の維持向上	生活機能の維持向上が必要な方	利用料 1回(1時間未満) 150円 1回(2時間未満) 300円

※「B」は予防事業の対象者として認定された方を対象としています。

サービス名	内容	利用できる方	利用料
外出支援サービス * 過疎地有償運送サービス	①村外の医療機関および福祉施設への送迎 ※ 介助なしで移動することが困難な方に限る ----- ②日常生活支援のための送迎(買い物、診療所他) ※ 福祉車両が必要な方、ホームヘルプサービス利用者 以外は村内に限る	要介護・要支援認定された方 障がいをもたれた方 ----- 65歳以上のひとり暮らし、および 高齢者のみの世帯の方	利用料 村内 片道/往復 300円 郡内 片道 1,000円 往復 1,500円 県内および中津川市 片道 3,000円
軽度生活援助サービス	①家屋内外の援助(電球交換など) ②外出の代行(食材の買物など) ③外出の補助 ④健康、及び生活全般に関する相談	65歳以上のひとり暮らし、および 高齢者のみの世帯の方	利用料 ①～③の援助 1回(30分未満) 100円～ ④の相談 1回(30分未満) 50円～ ※ 30分以上 30分=50円加算

◆ 介護者支援サービス

サービス名	内容	利用できる方	利用料
介護教室 年5回	・介護の方法や予防、健康管理、生活環境などに関する講習会 ・男性料理教室 ・施設見学会 ・出張、出前介護教室	在宅で介護をされている方、 並びに住民全般のみなさん	無料
介護者リフレッシュ 年3回	・介護者の心身の疲労回復のための日帰り旅行 ・介護者どうしの交流、及び情報交換会	在宅で介護をされている方	参加費 1回 1,000円

◆ 生活資金貸付サービス

サービス名	内容	利用できる方	利用料
暮らし資金貸付サービス	・生活資金、修学資金、就職支度資金、結婚資金の貸付 【限度額】 50万円 【償還期限】 5年 ※据置期間を除く	①所得税非課税世帯 ②障がいをもたれた方の属する世帯 ③母子世帯	無利子
生活福祉資金貸付サービス * 長野県社会福祉協議会貸付事業	・総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付 【限度額】 10万円～580万円 【償還期限】 8ヶ月～20年 ※据置期間を除く	①低所得世帯 ②障がいをもたれた方の属する世帯 ③療養、介護の必要な高齢者の属する世帯	年利 1.5～3% ※ 据置期間は無利子 ※ 一部資金、及び連帯保証人のいる場合は無利子

◆ 各種相談及び支援サービス

サービス名	内容	利用できる方	利用料
心配ごと相談所 月1回	・心配ごと相談 年6回 相談員/民生委員 ・無料法律相談 年5回 相談員/弁護士・司法書士 ・子ども・青少年相談 年1回 相談員/児童委員 ・女性相談 年1回 相談員/女性相談員 ・その他の相談(介護相談など)	住民全般のみなさん	無料
金銭管理・財産保全サービス	①日常的な金銭管理サービス (公共料金、サービス利用料等の支払い管理) ②書類等の預かりサービス(預金通帳ほか)	①65歳以上の方 ②障がいをもたれた方で、外出が困難な方 ※契約締結、及び意思決定が可能と認められる方に限る	利用料(①の金銭管理) 1回 50円 ※ ②の書類等預かりは、貸金庫等保管の場合、実費負担

◆ 生活支援ハウス

サービス名	内容	利用できる方	利用料
生活支援ハウス	・自立生活を総合的に支援する高齢者集合住宅 ・居住環境の提供 ・相談及び助言 ・各種事業への参加促進等による交流の場の確保 ・必要に応じ、デイサービス、ホームヘルプサービス、配食サービス等の在宅福祉サービスの利用を支援 ＜入居定員＞ 6名 (1人居室×3、2人居室×1、車椅子居室×1) ＜主な設備＞ 自炊設備(電磁調理器)、暖房設備 非常時呼出システム等 ＜共有施設＞ 浴室、洗濯室、談話室等 ◎ 生活援助員1名が常駐	60歳以上の ①ひとり暮らしの方 ②高齢者のみの世帯の方 ③家族の援助が困難な方	利用料(家賃) 月額 7,500円～30,000円 ※ 収入状況により決定 ※ 光熱水費等は実費で負担

※ サービス営業日/営業時間は、特に規定がない場合は土日・祝祭日・年末年始を除く8:30～17:30になっています。 